

水 防 工 法

(1) 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の決壊原因にはどのようなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- ① 河川から水があふれる場合…堤防から水があふれてで、堤防の居住地側斜面から崩壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合…河川の水位が高い場合、水圧により居住地側堤防斜面やその先に河水が湧水して堤防が決壊していく。
- ③ 洗掘による場合………河川の流勢や波浪により河川側堤防斜面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

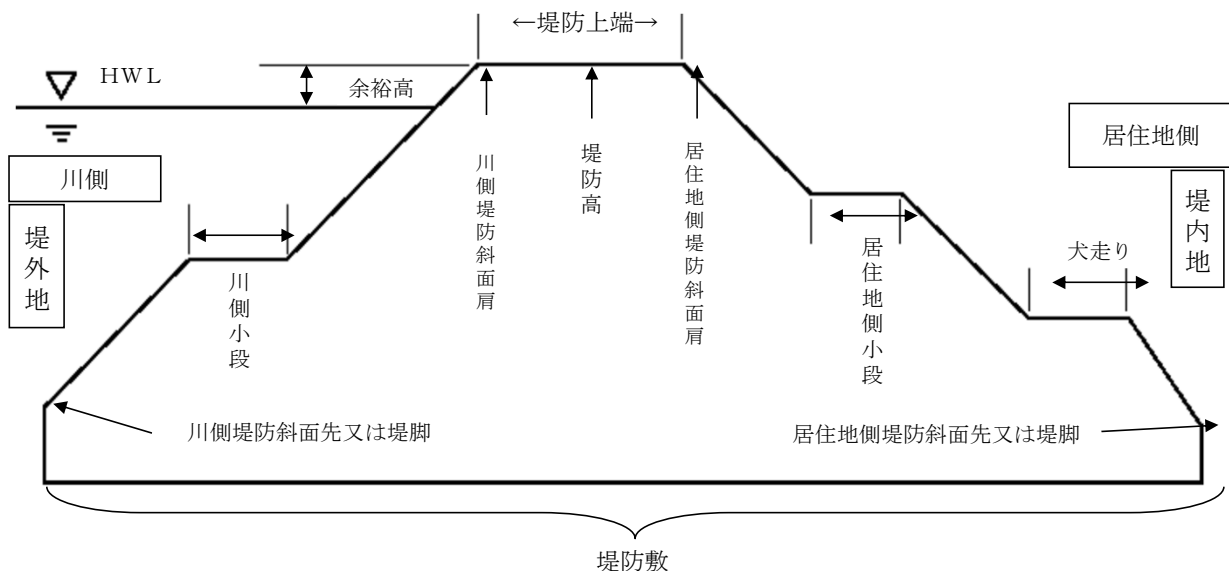
原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
河川から水が溢れる	積み土のう工	堤防上端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒
	せき板工	堤防上端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの 入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防上端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板 など入手困難)	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
	裏むしろ 張り工	居住地側堤防斜面をむしろで被覆する	あまり高くない 堤防の固い箇所	むしろ、半割竹、 土俵
	裏シート 張り工	居住地側堤防斜面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の 入手困難)	防水シート、鉄筋ピ ン、軽量鉄パイプ、 土のう
漏水 居住地側対策	釜段工 (釜築き、 釜止め)	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒、ビニール パイプ
	水マット式 釜段工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう の入手困難)	既製水のうポンプ 鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう 入手困難)	鉄板、土のう、パイ プ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住地側堤防斜面部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒
	水マット 月の輪工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう 入手困難)	既製水のう、くい、 土のう、ビニロンパ イプ
	たる伏せ工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
	導水むしろ 張り工	居住地側堤防斜面、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の 少ない箇所)	防水シート、丸太、 竹

原因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
水	漏 防 川 側 対 策	詰め土のう工	川側堤防斜面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	堤防川側の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	堤防川側の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	堤防川側の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入り困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	堤防川側の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
洗 掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木 流 し 工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立 て か ご 工	川側堤防斜面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨 て 石 工	川側堤防斜面崩壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、斜面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決 壊		わく 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側が決壊したとき、断面の不足を居住地側堤防斜面で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ 返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り斜面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き 裂	堤防上端	折り返し工	堤防上端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	堤防上端～居住地側斜面	控え取り工	き裂が堤防上端から居住地側堤防斜面にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が堤防上端から居住地側堤防斜面にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
居住地側堤防斜面崩壊	き	五徳縫い工	居住地側堤防斜面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住地側堤防斜面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住地側堤防斜面のき裂が浅いとき、斜面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	裂	力ぐい打ち工	堤防居住地側先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住地側堤防斜面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩	立てかご工	居住地側堤防斜面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住地側堤防斜面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住地側堤防斜面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住地側堤防斜面にくいを数れを連結して中詰めに土のう列打ちこを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	壊	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
築きまわし工		居住地側堤防斜面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう	
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)：一部修正

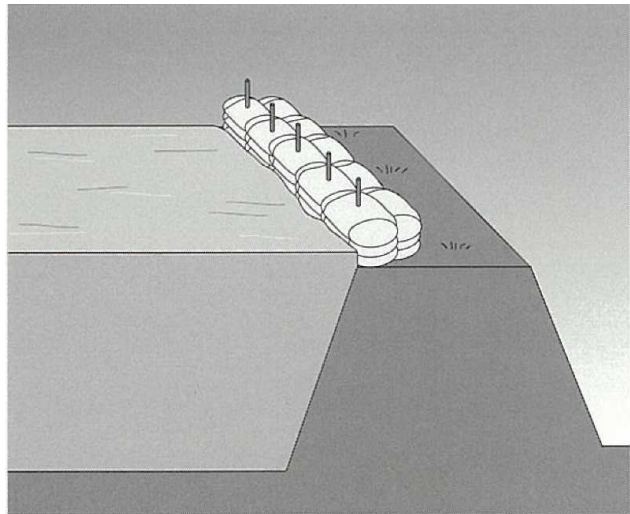
(2) 堤防各部名称



(3) 代表的な水防工法

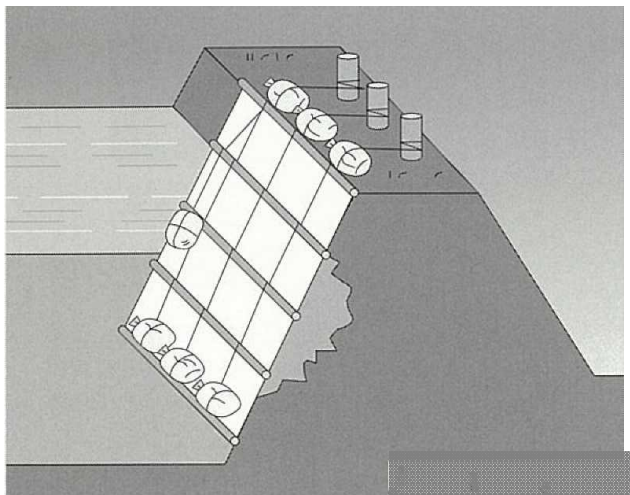
① 積み土のう工

堤防が欠けることを考慮して、堤防上端の川側斜面肩から0.5～1.0mくらい引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。1段積みは、長手又は小口積みとし、2段積みは下段を長手方向2列に並べ、その上に小口1段並べとするか、長手並べにする。3段積みは、前面長手3段積みにも継ぎを避けて積み、裏手に控えとして、小口2段積みとし、木杭または竹等を串刺しとする。また、土のうの継ぎ目には土をつめて、十分に踏み固める。



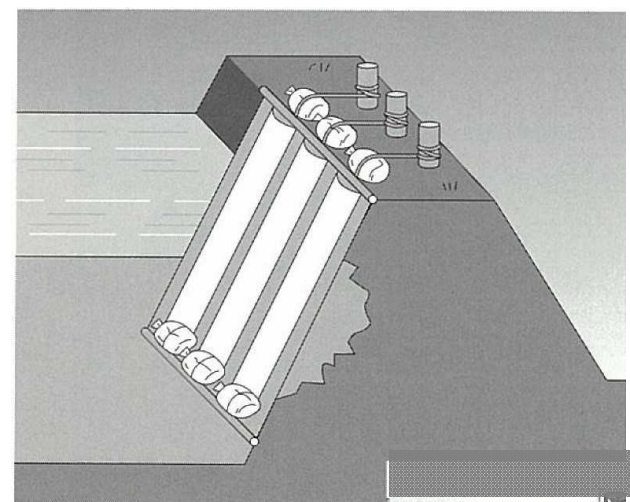
② 表蓆張り工（防水シート使用）

表蓆張り工（防水シート使用）は、堤防斜面が欠け込んだ場合や、数カ所より浸透し、吸い込み口が判然としない場合に行うもので、力竹をシートでくるみ、重し土のうを数個結束し、留め杭につなぐものである。



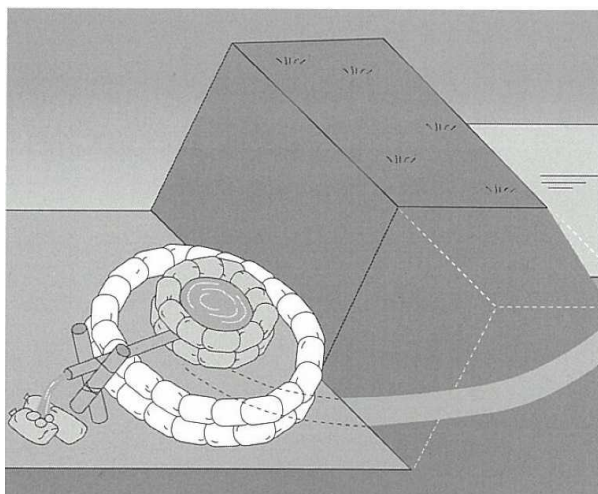
③ 表蓆張り工（水防マット使用）

表蓆張り工で水防マットを使用する場合は、防水シート使用時と同様で、既製のマット（パイプ通し、ハトメ、縦重し土のう固定ひも付き）を留め杭につなぐものである。



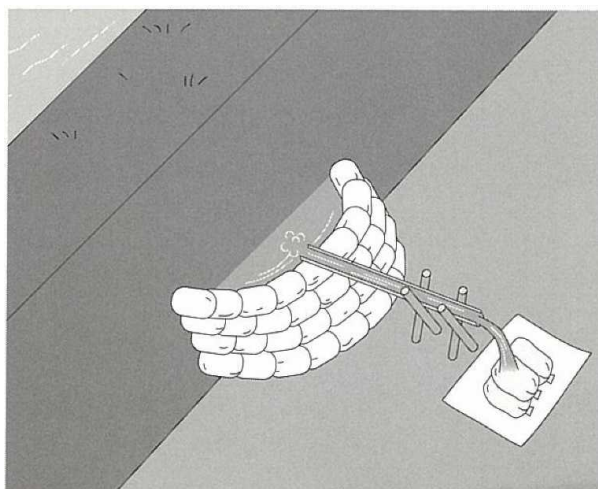
④ 釜段工

洪水時に堤防居住地側小段や居住地側敷地に噴出する漏水の噴出口を中心に土のうを積み、水を貯え、川とその水圧との均衡を保つことにより水を噴出を防ぐ。



⑤ 月の輪工

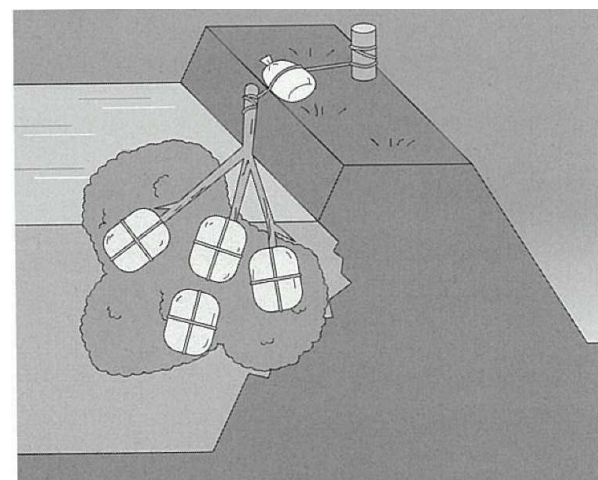
土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。



⑥ 木流し工

枝葉の繁茂した樹木又は竹を根元から切り、枝に重り土のう（または石俵）を付ける。鉄線で根元を縛り、もう一端を留め杭に結束したものを上流から流しかけて崩壊面に固定させる。

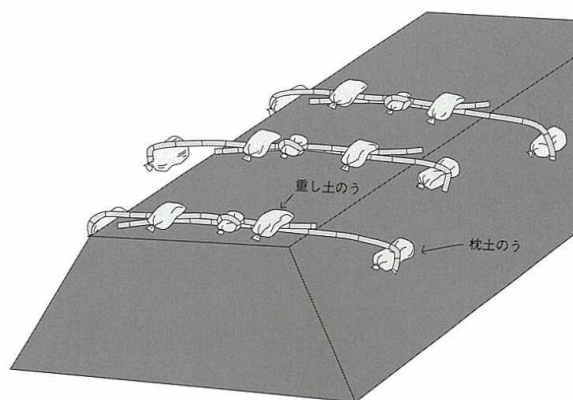
流木をゆるやかにする、堤防川側の淀欠けを防ぐ（緩流部）、堤防川側が崩れるのを防ぐなどの効果がある。



⑦ 折り返し工

堤防上端の川側斜面と居住地側斜面に竹を突き刺し、その根元に置いた土のうを枕にして竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけて縄で結束する。竹の折り返し部分は折損しやすいため、麻袋などを丸めて芯にする。また、竹の縮まり具合をよくするため、天端に重し土のうを載せる。

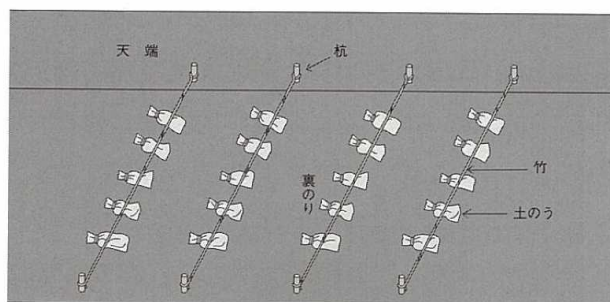
竹の代わりに、杭と鉄線を用いる工法（打ち継ぎ工）もある。



⑧ 繋ぎ縫い工

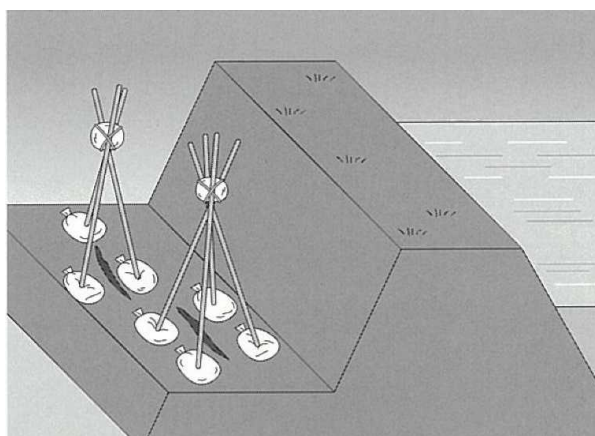
洪水時の浸透などにより、堤防上端あるいは堤防上端からの居住地側斜面にかけてき裂が発生した場合、その拡大を防止する工法である。長さ1～1.5m、末口6～9cmの木を1.0～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10～15cmの竹を縛り付ける。また、天端にも同様に杭を打って縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ、引きかけて縄で結び、重し土のうを取り付ける。

竹が入手困難な場合は鉄線を用いる。



⑨ 五徳縫い工

き裂をはさみ、3～4本の竹で各辺1mくらいの三脚形または四脚形に深く突き刺し、地上1.2～1.5mくらいのところで一つに縄で結び、その上に重し土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がないときや堤体が軟弱な場合、沓土のうを用いるこの工法は斜面に行くよりも、のり先に行く方が効果的である。なお、のり先に力杭を打つと、より安全である。



「水防工法ハンドブック」(全国水防管理団体連合会編集)より:一部修正

大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県建設業協会（以下「乙」という。）とは、平成18年5月25日付けで締結した大規模な地震災害、津波災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における応急対策業務等に関する協定について、次のとおりその全部を変更する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）に係る大規模災害時の応急対策業務等（以下「応急対策業務等」という。）の円滑な実施を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条第1項及び第40条第1項の規定により策定された宮崎県地域防災計画に基づき、宮崎県災害対策本部が設置された場合
- （2） その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、乙の所属会員の応援が必要であると認めるときは、乙に対し次条の応急対策業務等についての協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（応急対策業務等の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設に係る災害による被害情報の収集
- （2） 公共土木施設の機能の確保及び回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業
- （3） 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- （4） その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を甲に通知するものとする。

(応急対策業務実施者)

第6条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに所属会員の中から応急対策業務等を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、甲に連絡するものとする。

(応急対策業務等の指示)

第7条 応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務等を実施するものとする。

(応急対策業務等の実施報告)

第8条 応急対策業務実施者は、応急対策業務等を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条に規定する応急対策業務等の実施に要した費用のうち、同条第2号から第4号までに規定する業務に係る費用については、甲が負担するものとし、同条第1号に規定する業務に係る費用については、甲は負担しないものとする。

(損害補償等)

第10条 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、甲があらかじめ加入した傷害保険により対応するもののほか、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮崎県条例第35号）の定めるところによる。

2 甲及び乙は、応急対策業務等の実施に当たり安全対策の徹底に努めるものとする。この協定に基づく業務につき業務災害が発生したときは、乙はその事実を甲に報告し、甲乙は、その発生原因につき十分に検証し、関係機関への説明、再発防止対策その他必要な対応を連携して行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に基づく応急対策業務等を円滑に実施するため、甲においては宮崎県県土整備部河川課長、乙においては一般社団法人宮崎県建設業協会専務理事を連絡責任者とする。

(細目協定)

第12条 この協定に基づく応急対策業務等の実施に関し必要な事項の細目については、別に定めるものとする。

(協定の効力)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月7日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野俊嗣

乙 宮崎市橋通東2丁目9番19号

一般社団法人宮崎県建設業協会

会 長 藤 元 建 二

大規模災害時における応急対策業務等の実施に関する細目協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県建設業協会（以下「乙」という。）とは、令和4年3月7日付けで締結した大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第12条の規定により、基本協定に基づく応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定する。

（協力要請の方法等）

第1条 基本協定第3条に基づく甲の乙に対する協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応急対策業務等の内容
- (2) 応援を必要とする日時、場所
- (3) 現地連絡責任者
- (4) その他必要な事項

2 前項の協力要請に係る事務は、甲の西臼杵支庁、各農林振興局、各土木事務所及び各港湾事務所（以下「土木事務所等」という。）と当該土木事務所等の所管する地域内に置かれた乙の支部である地区建設業協会（以下「地区協会」という。）の間で処理するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、地域内が壊滅的な被害を受けたことにより、当該地域の地区協会の活動が困難となった場合など、広域的な応援が必要である場合は、宮崎県県土整備部河川課と乙の事務局との間で協力要請に係る事務を処理するものとする。

（協力体制の整備）

第2条 乙は、基本協定第5条の規定に基づき、広域的な協力体制及び各地区協会の協力体制を整備し、毎年度、その内容を甲の連絡責任者に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲の連絡責任者に通知するものとする。
- 3 各土木事務所等の長（以下「土木事務所長等」という。）及び各地区協会の会長（以下「地区協会長」という。）は、想定される事態、災害時の体制及び情報伝達の方法・手段等について情報交換を行い、地域の実情に応じた協力関係の構築に努めるものとする。

（災害時の情報交換等）

第3条 各土木事務所長等は、その所管する区域を対象として宮崎県災害対策本部又は宮崎県災害警戒本部が設置された場合は、気象等に関する情報を添えて関係地区協会長に速やかにその旨を伝達するものとする。

- 2 前項の情報を受理した地区協会長は、会員にその旨を周知するとともに、随時、会員から災害による被害情報を収集し、関係土木事務所長等に提供するものとする。
- 3 前項の情報収集及び提供に係る協力については、第1項の情報の伝達をもって甲からの協力要請に代えるものとする。

(応急対策業務等の実施報告)

第4条 基本協定第8条に規定する応急対策業務等の実施報告は、別記様式第2号により行うものとする。

(費用の支出方法等)

第5条 基本協定第4条第2号から第4号までに規定する業務について、甲が負担する費用は、災害等緊急施行を必要とする工事の場合の手続きに従い支出するものとする。ただし、これによりがたい場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償の手続き)

第6条 基本協定第10条に規定する応急対策業務等に従事した者(以下「従事者」という。)が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きは、甲が加入する傷害保険の適用がある場合は、当該従事者の申請の下甲が行うものとし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合は、当該従事者を雇用する乙の会員が行い、同法の適用がない場合は、当該従事者の申請の下に甲が行う。

2 前項の損害補償について、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年宮崎県条例第35号)を適用する場合は、基本協定第3条に基づく協力要請を行ったことをもって災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条に規定する従事命令を発したものとみなす。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月7日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野俊嗣

乙 宮崎市橘通東2丁目9番19号

一般社団法人宮崎県建設業協会

会 長 藤 元 建 二

別記
様式第1号

災 害 応 急 対 策 業 務 等 要 請 書

年 月 日

一般社団法人 宮崎県建設業協会
〇〇地区建設業協会長 殿

西臼杵支庁長 印
(〇〇〇〇事務所長)

大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり応急対策業務等の実施を要請します。

記

1 災害の状況

2 応急対策業務等の内容

3 日 時

年 月 日 時から

(準備が整い次第)

4 場 所

5 現地連絡責任者

所 属

職・氏名

6 その他

様式第2号

災害応急対策業務等完了報告書

年 月 日

西臼杵支庁長 殿
(〇〇〇〇事務所長)

(応急対策業務実施者)
〇 〇 〇 〇 (印)

要請のあった応急対策業務等が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務実施期間

- 2 業務を実施した場所

- 3 実施した業務内容

- 4 その他
添付書類、業務状況の写真等

水防警報河川・海岸、洪水予報河川、水位周知河川一覧

(令和8年4月1日現在)

1 国土交通大臣管理河川

事務所名	河川名	水防警報 河川	洪水予報 河川	水位周知 河川	観測所名
宮崎河川国道事務所	大淀川	○	○		柏田、高岡、樋渡、岳下
	本庄川	○	○		嵐田
	深年川	○		○	嵐田(水防警報) 太田原(水位周知)
	綾北川	○		○	嵐田(水防警報) 入野橋(水位周知)
	庄内川	○	○		樋渡
	沖水川	○	○		岳下
	小丸川	○	○		小丸大橋
延岡河川国道事務所	五ヶ瀬川	○	○		松山
	大瀬川	○	○		三ツ瀬
	北川	○		○	長井(水防警報) 川島橋(水位周知)
	祝子川	○		○	松山(水防警報) 祝子(水位周知)
川内川河川事務所	川内川	○	○		真幸
	長江川	○	○		真幸

2 宮崎県知事管理河川・海岸

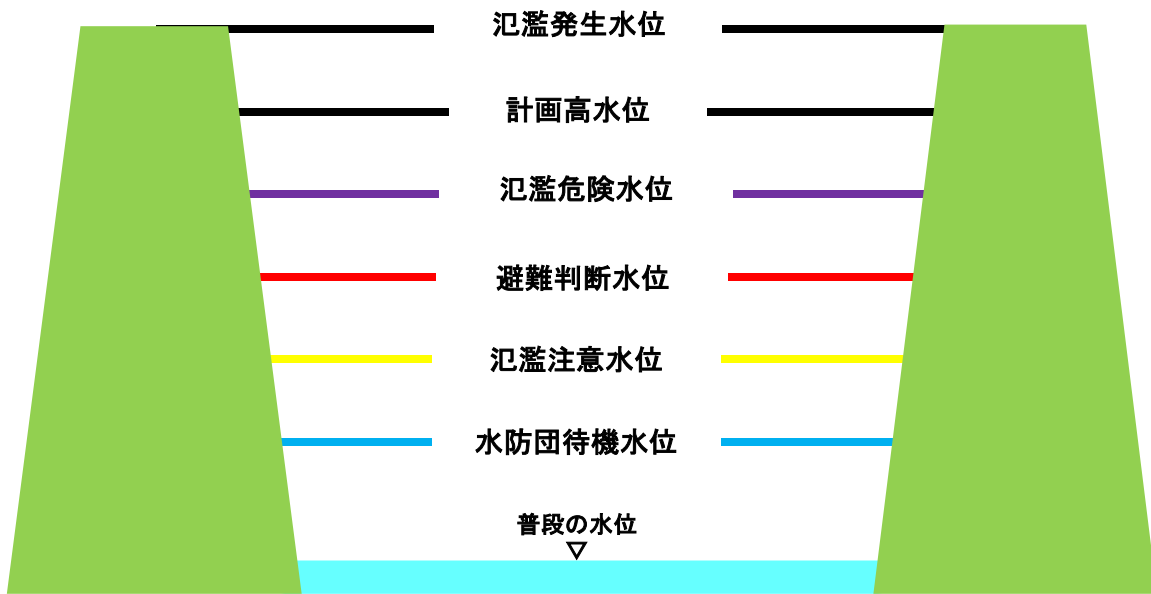
	事務所名	河川名 海岸名	水防警報 河川・海岸	洪水予報 河川	水位周知 河川	観測所名
河川	西臼杵支庁	三ヶ所川	○		○	貫原橋
		五ヶ瀬川	○		○	音の谷吊橋、日之影橋
	延岡土木事務所	五ヶ瀬川	○		○	川水流橋
		小川	○		○	葛葉大橋
		北川	○		○	熊田橋、川島橋
		祝子川	○		○	祝子橋
		沖田川	○		○	口広橋
	日向土木事務所	小丸川	○		○	天神橋、中水流橋
		五十鈴川	○		○	中原橋、更生橋
		塩見川	○		○	縁開橋
	西都土木事務所	耳川	○		○	日向東郷橋
		一ツ瀬川	○		○	村所橋、杉安橋、 瀬口橋、一ツ瀬橋
	宮崎土木事務所	三財川	○		○	岩崎橋、鳥子
		三納川	○		○	吐合橋
		石崎川	○		○	石崎橋
		大谷川	○		○	城の下橋
		八重川	○		○	両国橋
	都城土木事務所	清武川	○	○		清滝橋、木崎橋
		新別府川	○		○	浮之城上橋
		加江田川	○		○	第一竹之内橋
		萩原川	○		○	栄源寺橋
	小林土木事務所	沖水川	○		○	沖水橋
		丸谷川	○		○	向洲橋
		東岳川	○		○	大井手橋
		高崎川	○		○	高崎橋
	高岡土木事務所	本庄川	○		○	須木
		岩瀬川	○		○	岩瀬橋
	日南土木事務所	長江川	○		○	柳ヶ本橋
		瓜田川	○		○	番所橋
		広渡川	○		○	谷之城橋、東郷橋
串間土木事務所	酒谷川	○	○		本町橋、東光寺橋	
	細田川	○		○	大堂津橋	
	湯上川	○		○	宮之前橋	
中部港湾事務所	市木川	○		○	古都橋	
	本城川	○		○	小田代橋	
北部港湾事務所	福島川	○		○	上町橋、蔵元橋	
	宮崎市沿岸	○			宮崎港潮位観測所	
(高潮)	油津港湾事務所	日南市沿岸	○			油津検潮所
	延岡市沿岸	日向市沿岸	○			細島港観測所
(津波)	門川町沿岸					
	河川課または沿岸土木事務所	津波警報が発表された海岸	○			

水防警報河川、洪水予報河川、水位周知河川における水位設定状況

				レベル1		レベル2		レベル3		レベル4		レベル5					
事務所名	河川名	観測所名	観測所 管理者	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	氾濫発生	備 考								
国土交通大臣管理	宮崎河川国道事務所	大淀川	柏田	国	5.30	5.70	8.50	9.10	10.52	水防警報河川、洪水予報河川							
			高岡	国	5.40	5.80	7.60	8.10	9.58	"							
			樋渡	国	5.40	6.00	8.30	9.20	11.47	"							
		本庄川	岳下	国	3.20	3.70	4.10	4.80	6.69	"							
			深年川	嵐田	国	3.90	4.30	4.80	5.20	6.64	"						
				太田原	国	5.00	5.60	6.40	7.50	10.19	水位周知河川						
		綾北川	嵐田	国	3.90	4.30	4.80	5.20	—	水防警報河川							
			入野橋	国	2.00	2.20	2.80	3.10	5.72	水位周知河川							
		庄内川	樋渡	国	5.40	6.00	8.30	9.20	11.47	水防警報河川、洪水予報河川							
	沖水川	岳下	国	3.20	3.70	4.10	4.80	6.69	"								
	小丸川	小丸大橋	国	3.00	3.50	5.00	5.50	6.92	水防警報河川、洪水予報河川								
	延岡河川国道事務所	五ヶ瀬川	松山	国	3.50	4.10	5.10	5.90	7.80	"							
			大瀬川	三ツ瀬	国	3.40	3.90	4.60	5.30	6.56	"						
		北川	長井	国	4.30	5.10	—	—	—	水防警報河川							
			川島橋	県	2.50	3.50	5.60	6.20	—	水位周知河川							
祝子川		松山	国	3.50	4.10	5.10	5.90	—	水防警報河川								
	祝子	国	3.00	4.00	5.10	5.70	—	水位周知河川									
川内川河川事務所	川内川	長江川	真幸	国	2.40	3.30	4.00	4.70	5.86	水防警報河川、洪水予報河川							
知事管理	西臼杵支庁	三ヶ所川	貴原橋	県	1.30	1.80	2.90	3.40	—	水防警報河川、水位周知河川							
		五ヶ瀬川	音の谷吊橋	県	5.40	6.20	6.20	6.50	—	"							
			日之影橋	県	1.30	3.60	3.90	5.80	—	"							
	延岡土木事務所	五ヶ瀬川	川水流橋	県	2.40	4.40	5.20	5.80	—	"							
		小川	葛葉大橋	県	4.10	5.60	5.80	6.60	—	"							
		北川	熊田橋	県	3.10	4.10	4.50	4.80	—	"							
			川島橋	県	2.50	3.50	5.60	6.20	—	"							
		祝子川	祝子橋	国	3.00	4.00	5.10	5.70	—	"							
	沖田川	口広橋	県	1.70	2.80	3.30	3.60	—	"								
	日向土木事務所	小丸川	天神橋	県	2.60	3.20	3.20	4.40	—	"							
			中水流橋	県	5.20	5.80	5.80	6.90	—	"							
		五十鈴川	中原橋	県	1.60	2.40	2.40	3.30	—	"							
			更生橋	県	3.90	4.30	5.10	5.60	—	"							
		塩見川	縁開橋	県	2.10	2.70	2.70	3.10	—	"							
	耳川	日向東郷橋	県	3.00	4.00	4.10	5.10	—	"								
	西都土木事務所	一ツ瀬川	村所橋	県	3.80	4.50	4.90	5.30	—	"							
			杉安橋	県	3.20	3.70	4.10	4.90	—	"							
			瀬口橋	県	5.50	6.90	7.00	8.20	—	"							
		三財川	一ツ瀬橋	県	3.50	4.40	5.60	6.00	—	"							
			岩崎橋	県	1.50	2.40	2.40	2.60	—	"							
	三納川	鳥子	県	3.70	6.30	6.30	6.40	—	"								
	宮崎土木事務所	石崎川	吐合橋	県	1.70	2.80	2.90	3.00	—	"							
			石崎橋	県	2.60	2.90	3.50	4.60	—	"							
		大谷川	城の下橋	県	3.20	4.40	4.40	5.60	—	"							
		八重川	両国橋	県	1.30	2.80	2.80	3.30	—	"							
		新別府川	浮之城上橋	県	2.20	2.80	3.10	3.70	—	"							
		清武川	清滝橋	県	2.90	3.60	4.20	4.70	5.10	水防警報河川、洪水予報河川							
	都城土木事務所	加江田川	木崎橋	県	2.50	3.00	—	—	—	"							
			第一竹ノ内橋	県	1.20	1.90	2.40	3.50	—	水防警報河川、水位周知河川							
		萩原川	栄源寺橋	県	0.20	1.70	1.70	2.50	—	"							
沖水川		沖水橋	県	2.50	3.20	4.10	4.40	—	"								
丸谷川		向洲橋	県	2.20	3.30	3.30	3.60	—	"								
小林土木事務所	東岳川	大井手橋	県	2.00	2.30	2.30	2.50	—	"								
	高崎川	高崎橋	県	0.10	0.90	0.90	1.20	—	"								
	本庄川	須木	県	3.00	3.50	3.90	4.50	—	"								
高岡土木事務所	岩瀬川	岩瀬橋	県	3.60	4.20	4.20	5.70	—	"								
	長江川	柳ヶ本橋	県	1.50	2.30	2.30	3.40	—	"								
日南土木事務所	瓜田川	番所橋	県	2.50	3.00	4.30	5.18	—	"								
		広渡川	谷之城橋	県	4.70	5.10	5.30	5.60	8.10	水防警報河川、洪水予報河川							
	酒谷川	東郷橋	県	3.20	3.60	3.80	4.10	5.50	"								
		本町橋	県	2.00	2.30	2.80	3.50	4.20	"								
	細田川	東光寺橋	県	3.10	3.50	3.50	3.80	—	"								
	湯上川	大堂津橋	県	1.10	1.40	1.40	1.60	—	水防警報河川、水位周知河川								
串間土木事務所	市木川	宮之前橋	県	1.90	2.50	2.80	3.60	—	"								
	本城川	古都橋	県	1.50	2.20	2.50	2.80	—	"								
		小田代橋	県	1.60	1.80	2.30	2.87	—	"								
福島川	上町橋	県	1.20	2.00	2.20	2.60	—	"									
	蔵元橋	県	1.20	2.00	2.10	3.14	—	"									

※上記は、各観測所における量水標の数値を基本としている。(単位：m)

河川における水位の種類(イメージ図等)



- | | |
|---|--|
| <p>(1) 氾濫発生水位
洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位。
市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる。</p> | |
| <p>(2) 計画高水位
河川改修の基準となる水位。
・ 河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。</p> | |
| <p>(3) 氾濫危険水位
洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがあり、市町村長が避難指示を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。水防法第13条に規定する特別警戒水位にあたる。
・ 堤防の整備状況や河道の流下能力等を総合的に勘案しつつ、避難指示の住民への周知及び避難に要する時間等を考慮して設定されている。
・ 水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な水位観測所に設定される“氾濫の恐れが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられるとともに、水位周知河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。</p> | |
| <p>(4) 避難判断水位
市町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位。
・ 氾濫注意水位と氾濫危険水位の間に位置し、避難場所の開設を要する時間等を考慮して設定されている。
・ 水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。</p> | |
| <p>(5) 氾濫注意水位
水防活動の目安となる水位。
・ 河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。
・ 水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。</p> | |
| <p>(6) 水防団待機水位
氾濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。
・ 氾濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。
・ 河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。
・ 水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。</p> | |

本県における主な台風災害(昭和39年以降)

年 月 日	原 因	人的被害				住 家 被 害				
		死 者	行 方 不 明	重 傷 者	軽 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
昭和39年 8月16日～ 8月24日	台風14・16号	4			3	7	13	413	46	424
昭和39年 9月23日～ 9月24日	台風20号	3			67	378	705	13,281	469	4,296
昭和40年 8月 5日～ 8月 6日	台風15号	1				18	20	159		74
昭和41年 8月11日～ 8月24日	台風13・15号	26			7	22	24		603	3,822
昭和43年 7月26日～ 7月29日	台風4号	1								
昭和43年 9月22日～ 9月24日	台風16号	1			42	59	85	194	1,085	7,248
昭和44年 8月21日～ 8月22日	台風9号	2			71	59	196	2,119	4	477
昭和46年 8月 2日～ 8月 6日	台風19号	3			21	42	67	509	563	2,087
昭和46年 8月27日～ 8月30日	台風23号	12			12	39	46	212	803	3,182
昭和47年 7月20日～ 7月25日	台風7・8号	2			2	6	9	19	9	36
昭和49年 9月 5日～ 9月 5日	台風18号	1				1		16	4	62
昭和54年10月18日～10月19日	台風20号	2			4	2	4	7	198	1,740
昭和57年 8月 1日～ 8月13日	台風11号	7		2	1	32	22	26	128	656
昭和57年 8月25日～ 8月27日	台風13号	2		1	2	6	12	74	352	729
平成 2年 8月19日～ 8月23日	台風14号	1							1	
平成 2年 9月16日～ 9月19日	台風19号	1			2			8	29	218
平成 2年 9月27日～ 9月30日	台風20号	2		1	10	22	22	136	2,085	4,691
平成 5年 8月 9日～ 8月10日	台風7号	3		1	12	21	9	132	592	855
平成 5年 9月 2日～ 9月 4日	台風13号	2		7	136	38	347	32,560	92	407
平成 9年 9月12日～ 9月16日	台風19号	3		2	5	10	3	66	2,462	2,517
平成11年 7月31日～ 8月 4日	台風7号	1				1				
平成11年 9月22日～ 9月24日	台風18号	1			3		2	58		2
平成16年 8月29日～ 9月 7日	台風16・18号	2		8	33	12	13	709	387	632
平成16年 9月29日～10月20日	台風21・23号	2		2	5	2	4	24	352	702
平成17年 9月 4日～ 9月 6日	台風14号	13		5	21	1,136	3,381	306	1,406	2,958
平成18年 9月 15日～9月20日	台風13号	3		4	148	80	357	789		
平成30年 9月29日～10月 1日	台風24号	1			12	4	19	116	140	354
平成30年10月 4日～10月 5日	台風25号	1						6		
令和 2年 9月 5日～ 9月 7日	台風10号	1	3		8	1		3		
令和 4年 9月17日～ 9月20日	台風14号	3		3	22	9	212	707	580	540

宮崎県「治水協定」ダム一覧表

水系名	ダム名	所在地	所管省庁	ダム管理者	洪水調節容量 (万m ³)	基準降雨量/降雨継続時間 (mm/h)	
一級水系	大淀川	綾北ダム	小林市	国土交通省	宮崎県	802.1	183/6
		綾南ダム	小林市	国土交通省	宮崎県	159.4	157/6
		岩瀬ダム	小林市	国土交通省	宮崎県	438.8	219/12
		瓜田ダム	宮崎市	国土交通省	宮崎県	7.2	177/6
		田代八重ダム	小林市	国土交通省	宮崎県	327.0	182/6
		大淀川第一ダム	都城市	資源エネルギー庁	九州電力(株)	558.3	289/24
		高岡ダム	宮崎市	資源エネルギー庁	九州電力(株)	249.4	289/24
		古賀根橋ダム	綾町	資源エネルギー庁	宮崎県企業局	99.5	152/6
		広沢ダム	綾町	農林水産省	宮崎市、小林市、綾町	34.7	158/6
		天神ダム	宮崎市	農林水産省	宮崎市	81.3	200/6
		木ノ川内ダム	都城市	農林水産省	都城市、三股町	56.4	154/6
		浜ノ瀬ダム	小林市	農林水産省	西諸土地改良区	164.4	154/6
		中岳ダム	鹿児島県曽於市	農林水産省	曾於東部土地改良区	33.1	148/6
		谷川内ダム	鹿児島県曽於市	農林水産省	曾於北部土地改良区	22.5	147/6
	小丸川	渡川ダム	美郷町	国土交通省	宮崎県	383.4	245/6
		松尾ダム	木城町	国土交通省	宮崎県	578.6	315/9
		戸崎ダム	木城町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	42.0	315/9
		川原ダム	木城町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	119.2	308/9
		石河内ダム	木城町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	368.9	308/9
		大瀬内ダム/かなすみダム	木城町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	629.6	222/6
		切原ダム	川南町	農林水産省	尾鈴土地改良区連合	23.8	175/6
		高鍋防災ダム	高鍋町	農林水産省	高鍋町	143.1	158/6
	五ヶ瀬川	北川ダム	大分県佐伯市	国土交通省	大分県企業局	493.9	206/6
		祝子ダム	延岡市	国土交通省	宮崎県	76.4	261/6
下赤逆調整池ダム		延岡市	資源エネルギー庁	大分県企業局	42.0	318/12	
浜砂ダム		延岡市	資源エネルギー庁	宮崎県企業局	171.6	214/6	
桑野内ダム		五ヶ瀬町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	31.3	177/6	
星山ダム		日之影町	資源エネルギー庁	旭化成(株)	68.5	247/12	
芋洗谷調整池ダム		高千穂町	資源エネルギー庁	JNC(株)	3.5	163/6	
西畑ダム		延岡市	資源エネルギー庁	九州電力(株)	4.5	252/6	
二級水系	広渡川	日南ダム	日南市	国土交通省	宮崎県	64.0	212/6
		広渡ダム	日南市	国土交通省	宮崎県	97.5	222/6
	一ツ瀬川	一ツ瀬ダム	西都市	資源エネルギー庁	九州電力(株)	3,116.6	249/9
		杉安ダム	西都市	資源エネルギー庁	九州電力(株)	258.5	244/9
		立花ダム	西都市	国土交通省	宮崎県	268.0	208/6
		寒川ダム	西都市	資源エネルギー庁	宮崎県企業局	50.6	207/6
		長谷ダム	西都市	国土交通省	宮崎県	5.0	211/6
	平田川	青鹿ダム	川南町	農林水産省	尾鈴土地改良区連合	13.9	169/6
	耳川	上椎葉ダム	椎葉村	資源エネルギー庁	九州電力(株)	3,324.7	184/6
		岩屋戸ダム	椎葉村	資源エネルギー庁	九州電力(株)	263.2	181/6
		塚原ダム	諸塚村	資源エネルギー庁	九州電力(株)	1,012.5	249/9
		山須原ダム	美郷町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	165.0	306/12
		西郷ダム	美郷町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	170.9	311/12
大内原ダム		美郷町	資源エネルギー庁	九州電力(株)	509.1	314/12	
宮の元ダム		諸塚村	資源エネルギー庁	九州電力(株)	1.0	213/6	
諸塚ダム		諸塚村	資源エネルギー庁	九州電力(株)	103.7	211/6	
鳴子川	門川防災ダム	門川町	農林水産省	門川町	60.7	211/6	

関係機関一覧表

種別	名称	電話番号	所在地	備考
県関係	県土整備部管理課	0985-26-7175	宮崎市橘通東2丁目10番1号	
〃	県土整備部河川課	0985-26-7184	〃	
〃	県土整備部砂防課	0985-26-7187	〃	
〃	総務部危機管理局 危機管理課	0985-26-7066	〃	
〃	県警察本部	0985-31-0110	〃 旭1丁目8番28号	
国土交通省 関係	水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8111	東京都千代田区霞ヶ関2丁目 1の3	
〃	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8111	〃	
〃	水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8111	〃	
〃	九州地方整備局	092-471-6331	福岡市博多区博多駅東2丁目 10番7号	
〃	宮崎河川国道事務所	0985-24-8221	宮崎市大工2丁目39	
〃	宮崎出張所	0985-69-3526	〃 大橋3丁目89	
〃	高鍋出張所	0985-69-3688	児湯郡高鍋町大字持田字宮越下 1755-9	
〃	高岡出張所	0985-69-3686	宮崎市高岡町大字内山 字年神2610-1	
〃	本庄出張所	0985-69-3584	東諸県郡国富町大字本庄 5056	
〃	都城出張所	0985-69-3661	都城市下川東2丁目19番3号	
〃	延岡河川国道事務所	0982-31-1155	延岡市大貫町1丁目2889	
〃	延岡出張所	0982-21-2955	〃 昭和町3丁目1930	
〃	川内川河川事務所	0996-22-3271	鹿児島県薩摩川内市東大小路町 20-2	
〃	川内川河川事務所 京町出張所	0996-22-3809	えびの市大字向江1008-9	
県土木 事務所関係	宮崎土木事務所	0985-26-7286	宮崎市橘通東1-9-10	

種 別	名 称	電 話 番 号	所 在 地	備 考
県 土 木 事務所関係	日 南 土 木 事 務 所	0987-23-4661	日南市戸高1-12-1	
〃	串 間 土 木 事 務 所	0987-72-0134	串間市大字西方8970	
〃	都 城 土 木 事 務 所	0986-23-4512	都城市北原町24街区21号	
〃	小 林 土 木 事 務 所	0984-23-5165	小林市細野367-2	
〃	高 岡 土 木 事 務 所	0985-82-1155	宮崎市高岡町大字内山3100	
〃	西 都 土 木 事 務 所	0983-43-2221	西都市大字三宅9451	
〃	高 鍋 土 木 事 務 所	0983-23-0001	児湯郡高鍋町北高鍋 3870-1	
〃	日 向 土 木 事 務 所	0982-52-4171	日向市中町2番14号	
〃	延 岡 土 木 事 務 所	0982-21-6143	延岡市愛宕町2-15	
〃	西 臼 杵 支 庁 土 木 課	0982-72-3191	西臼杵郡高千穂町三田井22	
県 土 木 駐在所関係	西 都 土 木 事 務 所 西 米 良 駐 在 所	0983-36-1234	児湯郡西米良村105の9	
〃	日 向 土 木 事 務 所 諸 塚 駐 在 所	0982-65-0020	東臼杵郡諸塚村大字家代字滝の下 3043-1	
〃	日 向 土 木 事 務 所 椎 葉 駐 在 所	0982-67-2074	〃 椎葉村大字下福良 1747-10	
県 港 湾 事務所関係	中 部 港 湾 事 務 所	0985-24-6224	宮崎市港1の18	
〃	油 津 港 湾 事 務 所	0987-23-3125	日南市油津4の12の16	
〃	北 部 港 湾 事 務 所	0982-52-5366	日向市大字日知屋字新開 17371-2	
气象台関係	宮 崎 地 方 気 象 台	0985-25-4032	宮崎市霧島5丁目1-4	
指定水防管 理団体関係	宮 崎 市 役 所	0985-25-2111	宮崎市橘通西1丁目1番1号	
〃	都 城 市 役 所	0986-23-2111	都城市姫城町6街区21号	
〃	延 岡 市 役 所	0982-34-2111	延岡市東本小路2番地1	
〃	日 南 市 役 所	0987-31-1113	日南市中央通1丁目1番地1	

種 別	名 称	電 話 番 号	所 在 地	備 考
指定水防管理団体関係	日 向 市 役 所	0982-52-2111	日向市本町10番5号	
〃	串 間 市 役 所	0987-72-1111	串間市西方5550	
〃	西 都 市 役 所	0983-43-1111	西都市聖陵町2丁目1番地	
〃	え び の 市 役 所	0984-35-1111	えびの市大字粟下1292番地	
〃	三 股 町 役 場	0986-52-1111	北諸県郡三股町五本松1番地1	
〃	高 原 町 役 場	0984-42-2111	西諸県郡高原町大字西麓 899番地	
〃	国 富 町 役 場	0985-75-3111	東諸県郡国富町大字本庄 4800番地	
〃	綾 町 役 場	0985-77-1111	〃 綾町大字南俣515番地	
〃	高 鍋 町 役 場	0983-26-2001	児湯郡高鍋町大字上江 8437	
〃	新 富 町 役 場	0983-33-6061	〃 新富町大字上富田 7491番地	
〃	木 城 町 役 場	0983-32-4725	〃 木城町大字高城 1227番地1	
〃	門 川 町 役 場	0982-63-1140	東臼杵郡門川町平城東1番1号	
消防署関係	宮 崎 市 消 防 局	0985-32-4903	宮崎市和知川原町1丁目 64番地2	
〃	都 城 市 消 防 局	0986-22-8883	都城市菖蒲原町19-7	
〃	延 岡 市 消 防 本 部	0982-22-7105	延岡市野地町5丁目2761番地	
〃	日 南 市 消 防 本 部	0987-23-1316	日南市大字殿所2026番地9	
〃	日 向 市 消 防 本 部	0982-52-2840	日向市亀崎2丁目23番地	
〃	西 都 市 消 防 本 部	0983-43-3003	西都市大字三宅2445-13	
〃	西 諸 広 域 行 政 事 務 組 合	0984-23-0234	小林市真方493	
〃	串 間 市 消 防 本 部	0987-72-0297	串間市大字南方122	
〃	東 児 湯 消 防 組 合	0983-22-1360	児湯郡高鍋町大字上江4526	
〃	西 臼 杵 広 域 行 政 事 務 組 合	0982-82-2900	西臼杵郡高千穂町大字三田井 1346番地1	

種 別	名 称	電 話 番 号	所 在 地	備 考
自衛隊関係	陸 上 自 衛 隊 第 43 普 通 科 連 隊	0986-23-3944	都城市久保原町	
"	陸 上 自 衛 隊 第 24 普 通 科 連 隊	0984-33-3904	えびの市大河平	
"	航 空 自 衛 隊 新 田 原 基 地	0983-35-1121	児湯郡新富町富田	
一 般	N H K	0985-32-8126	宮崎市江平西 2 - 2 - 15	
"	M R T	0985-27-1616	" 橘通西 4 丁目 6 - 7	
"	U M K	0985-31-5333	" 祇園 2 - 78	
"	J R 九 州 宮 崎 工 務 セ ン タ ー	0985-23-3444	" 下原町55-1	
"	J R 九 州 南 延 岡 工 務 セ ン タ ー	0982-21-2356	延岡市浜町5413	
"	九 州 電 力 株 式 会 社 宮 崎 水 力 セ ン タ ー	0985-26-9017	宮崎市橘通西四丁目 2 番23号	
"	西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 宮 崎 支 店	0985-78-3908	" 広島 1 丁目 5 - 3	
"	旭 化 成 株 式 会 社 延 岡 支 社	0982-21-2770	延岡市旭町 2 丁目 1 - 3	
"	旭 化 成 ㈱ 延 岡 支 社 延岡総務部広報・企画グループ	0982-21-2770	" (平日昼間のみ)	
"	旭 化 成 ㈱ 延 岡 支 社 延岡動力部中央給電司令 所	0982-22-4531	" 旭町 4 丁目 3400-1 (24時間常駐)	
"	旭 化 成 株 式 会 社 星 山 ダ ム 管 理 所	0982-88-1214	西臼杵郡日之影町大字七折字八戸 (出水時24時間常駐)	

宮崎県水防協議会委員名簿

令和8年5月現在

区分	氏名	職名等	備考
会長	河野 俊嗣	宮崎県知事	
委員	内田 豪士	国土交通省宮崎河川国道事務所長	
〃	池田 宜永	宮崎県市長会会長	
〃	半渡 英俊	宮崎県町村会理事	
〃	高橋 昌久	公益財団法人宮崎県消防協会会長	
〃	深畑 純一	宮崎地方気象台長	
〃	横奥 宏明	西日本電信電話株式会社宮崎支店長	
〃	吉田 淳	九州電力株式会社宮崎水力センター長	
〃	石丸 容子	日本放送協会宮崎放送局長	
〃	矢羽田 峰志	陸上自衛隊第43普通科連隊長	
〃	川越 早織	宮崎市消防団女性分団長	
〃	高井 良浩	宮崎県警察本部長	
〃	久保 敦子	公益社団法人宮崎県看護協会会長	
〃	甲斐 恵子	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	
〃	加治屋 ミヲ子	公募委員	

宮崎県水防協議会条例（昭和24年条例第31号）

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第八条第一項の規定に基づき、宮崎県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。
知事において特別の事由があると認めるときは前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

第三条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
会長に事故があるときはその指名する委員がその職務を代理する。

第四条 協議会は委員の三分の一以上が出席するのなければ、会議を開くことができない。協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 協議会に幹事及び書記を各々若干名を置き、知事が任命又は委嘱する。
幹事は会長の命を受け、庶務を処理する。
書記は上司の命を受け、庶務に従事する。

第六条 削除

第七条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和二十四年八月三日から適用する。

附 則（昭和三十一年四月十三日条例第二十一号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十四日条例第六十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第一条に規定する協議会の委員に任命され、又は委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の第一条に規定する協議会の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第二条第一項の規定にかかわらず、施行日における改正前の第二条第一項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。